

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文目次

一	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）	1
二	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）	16
三	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）	21
四	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）	22
五	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）	22
六	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）	23

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）

（温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン）

第一条 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第四号の政令で定めるハイドロフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとする。

- 一 トリフルオロメタン（別名HFC―二三）
- 二 ジフルオロメタン（別名HFC―三二）
- 三 フルオロメタン（別名HFC―四一）
- 四 一・一・一・二・二―ペンタフルオロエタン（別名HFC―一二五）
- 五 一・一・二・二―テトラフルオロエタン（別名HFC―一三四）
- 六 一・一・一・二―テトラフルオロエタン（別名HFC―一三四a）
- 七 一・一・二―トリフルオロエタン（別名HFC―一四三）
- 八 一・一・一―トリフルオロエタン（別名HFC―一四三a）
- 九 一・一―ジフルオロエタン（別名HFC―一五二a）
- 十 一・一・一・二・三・三―ヘプタフルオロプロパン（別名HFC―一二七e a）
- 十一 一・一・一・一・三・三―ヘキサフルオロプロパン（別名HFC―二三六f a）
- 十二 一・一・一・二・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五c a）
- 十三 一・一・一・二・三・四・五・五―デカフルオロペンタン（別名HFC―四三一〇me）

（温室効果ガスたるパーフルオロカーボン）

第二条 法第二条第三項第五号の政令で定めるパーフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとする。

- 一 パーフルオロメタン（別名PFC―一四）
- 二 パーフルオロエタン（別名PFC―一六）
- 三 パーフルオロプロパン（別名PFC―二一八）
- 四 パーフルオロブタン（別名PFC―三一〇）
- 五 パーフルオロシクロブタン（別名PFC―c三一八）

- 六 パーフルオロペンタン（別名PFC―四―一―二）
- 七 パーフルオロヘキサン（別名PFC―五―一―四）

（温室効果ガスの排出量の算定方法）

第三条 法第二条第五項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 二酸化炭素 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第一の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間（温室効果ガスの総排出量の算定に係る期間をいう。以下同じ。）においてその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量（以下「量」）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのメガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一メガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量と算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 次に掲げる者ごとに、算定期間において使用された当該者から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該者の区分に応じ当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該者ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 一般電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。）
○・三七八

(2) 電気を供給する者（(1)に掲げる者を除く。）
○・六〇二

ハ 算定期間において使用された他人から供給された熱の量（メガジュールで表した量をいう。）に、当該熱の一メガジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として○・〇六七を乗じて得られる量

ニ 算定期間において焼却された一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」）という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）のうちの廃プラスチック類の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃プラスチック類の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として七百三十一を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量

ホ 次に掲げる産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）ごとに、算定期間におい

て焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。） 七百九十一
- (2) 廃プラスチック類 七百九

へ イからホまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する二酸化炭素（動植物に由来するものを除く。）であつて、算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

二 メタン 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第二の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従つてボイラーにおいて使用された当該燃料の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キログラム当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 別表第三の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従つてガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。次号ハにおいて同じ。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 別表第四の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従つて家庭用機器（こんろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう。次号ニにおいて同じ。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 次に掲げる自動車ごとに、算定期間における当該自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）に、当該

自動車の区分に応じ当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）又は小型自動車（同条に規定する小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以下のもの ○・○○○○〇一
- (2) ガソリンを燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運用の用に供するもので乗車定員十一人以上のもの ○・○○○○三五
- (3) ガソリンを燃料とする軽自動車（道路運送車両法第三条に規定する軽自動車（二輪の軽自動車を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、人の運送の用に供するもの ○・○○○○〇一
- (4) ガソリンを燃料とする普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・○○○○三五
- (5) ガソリンを燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・○○○○三五
- (6) ガソリンを燃料とする軽自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・○○○○〇一
- (7) ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車又は軽自動車のうち、散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供するもの ○・○○○○三五
- (8) 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以下のもの ○・○○○○二〇
- (9) 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十一人以上のもの ○・○○○○一七
- (10) 軽油を燃料とする普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・○○○○一五
- (11) 軽油を燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・○○○○〇八
- (12) 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供するもの ○・○○○○一三

ホ 次に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従って本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キロメートル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 軽油 〇・二六
- (2) A重油 〇・二六
- (3) B重油 〇・二七
- (4) C重油 〇・二七

へ 次に掲げる家畜ごとに、算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 牛 六十八
- (2) 馬 十八
- (3) めん羊 四・一
- (4) 山羊 四・一
- (5) 豚 一・一

ト 次に掲げる家畜ごとに、算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 牛 五・三
- (2) 馬 二・〇八
- (3) めん羊 〇・二八
- (4) 山羊 〇・一八
- (5) 豚 〇・九二
- (6) 鶏 〇・〇三七

チ 算定期間において稲を栽培するために耕作された水田の面積（平方メートルで表した面積をいう。）に、当該水田の一方メートル当たりの耕作に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として〇・〇一六を乗じて得られる量

リ 算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量として一・三四に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得ら

れる量

又 次に掲げる植物性の物ごとに、算定期間において焼却された当該植物性の物の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 殻 〇・〇〇五八

(2) わら 〇・〇〇四三

ル 次に掲げる廃棄物で埋立処分が行われたものごとに、算定期間において分解された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの分解に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 食物くず 百四十二

(2) 紙くず又は繊維くず 百四十

(3) 木くず 百四十

ヲ 次に掲げる施設ごとに、算定期間において当該施設において処理された下水又はし尿（以下「下水等」という。）の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 終末処理場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場をいう。） 〇・〇〇〇八

(2) し尿処理施設（廃棄物処理法第八条第一項に規定するし尿処理施設をいう。） 〇・〇五六

ワ 算定期間における浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。次号カにおいて同じ。）の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として〇・四六に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

カ 次に掲げる施設ごとに、算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 連続燃焼式焼却施設 〇・〇〇〇〇七九

- (2) 准連続燃焼式焼却施設 〇・〇五八
(3) バッチ燃焼式焼却施設 〇・〇六三

ヨ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 廃油 〇・〇〇〇五六
(2) 汚泥 〇・〇〇〇九七

タ イからヨまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生するメタンであつて、算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

三 一酸化二窒素 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第五の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従つてボイラーにおいて使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 別表第六の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従つてディーゼル機関（自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 別表第三の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従つてガス機関又はガソリン機関において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第六欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 別表第四の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従って家庭用機器において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一旦該單位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ホ 前号ニ(1)から(12)までに掲げる自動車ごとに、算定期間における当該自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）に、当該自動車の区分に応じ当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 前号ニ(1)に掲げる自動車 ○・○○○○三〇
- (2) 前号ニ(2)に掲げる自動車 ○・○○○○四四
- (3) 前号ニ(3)に掲げる自動車 ○・○○○○二二
- (4) 前号ニ(4)に掲げる自動車 ○・○○○○三九
- (5) 前号ニ(5)に掲げる自動車 ○・○○○○二七
- (6) 前号ニ(6)に掲げる自動車 ○・○○○○二三
- (7) 前号ニ(7)に掲げる自動車 ○・○○○○三八
- (8) 前号ニ(8)に掲げる自動車 ○・○○○○〇七
- (9) 前号ニ(9)に掲げる自動車 ○・○○○○二五
- (10) 前号ニ(10)に掲げる自動車 ○・○○○○二五
- (11) 前号ニ(11)に掲げる自動車 ○・○○○○二五
- (12) 前号ニ(12)に掲げる自動車 ○・○○○○二五

へ 次に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従って本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 軽油 ○・〇七三
- (2) A重油 ○・〇七四

- (3) B重油 〇・〇七六
- (4) C重油 〇・〇七八

ト 算定期間において麻酔剤として使用された一酸化二窒素の量（キログラムで表した量をいう。）

チ 次に掲げる家畜ごとに、算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 牛 四・八四
- (2) 豚 一・〇一
- (3) 鶏 〇・〇四

リ 次に掲げる耕地ごとに、算定期間において当該耕地において使用された化学肥料に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該耕地の区分に応じ当該耕地における窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該耕地ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 畑 二十九・〇
- (2) 水田 二十四・〇

又 次に掲げる農作物ごとに、算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料（化学肥料を除く。）に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の栽培における窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 野菜 十二・一
- (2) 水稻 十・六
- (3) 果樹 十・八
- (4) 茶樹 七十四・五
- (5) ばれいしょ 三十一・六
- (6) 飼料作物 九・四三

ル 算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一头当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から

発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として〇・一八に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ヲ 次に掲げる植物性の物ごとに、算定期間において焼却された当該植物性の物の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 殻 〇・〇〇〇〇六〇
- (2) わら 〇・〇〇〇〇六二

ワ 前号ヲ(1)及び(2)に掲げる施設ごとに、算定期間において当該施設において処理された下水等の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 前号ヲ(1)に掲げる施設 〇・〇〇〇一六
- (2) 前号ヲ(2)に掲げる施設 〇・〇九七

カ 算定期間における浄化槽の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりの尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として〇・〇二二に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ヨ 次に掲げる施設ごとに、算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 連続燃焼式焼却施設 〇・〇四九三
- (2) 准連続燃焼式焼却施設 〇・〇四八九
- (3) バッチ燃焼式焼却施設 〇・〇五九二

タ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 紙くず又は木くず 〇・〇一〇

- (2) 廃油 ○・○○九八
- (3) 廃プラスチック類 ○・一七
- (4) 下水汚泥 ○・九〇三
- (5) 汚泥(4)に掲げるものを除く。 ○・四五
- レ イからタまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する一酸化二窒素であつて、算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの
- 四 第一条各号に掲げる温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、次に掲げる量を合算する方法
- イ 算定期間において使用に供されていた自動車用エアコンディショナー(当該物質が封入されたものに限る。)の台数に、当該自動車用エアコンディショナーの一台当たり封入されている当該物質のうち一年間に排出されるキログラムで表した当該物質の量として○・〇一五に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量
- ロ 算定期間において廃棄された自動車用エアコンディショナーに封入されていた当該物質の量(キログラムで表した量をいう。)から、当該封入されていた物質のうち回収され、及び適正に処理されたものの量(キログラムで表した量をいう。)を控除して得られる量
- ハ 次に掲げる製品ごとに、算定期間において当該製品の使用又は廃棄に伴い排出された当該物質の量(キログラムで表した量をいう。)を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 噴霧器
- (2) 消火剤
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する当該物質であつて、算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの
- 五 前条各号に掲げる温室効果ガスであるパーフルオロカーボン 算定期間において排出されたそれぞれの物質の量のうち、実測その他適切な方法により得られるものを合算する方法
- 六 六ふつ化硫黄 次に掲げる量を合算する方法
- イ 算定期間において使用に供されていた変圧器、開閉器、遮断器その他の電気機械器具(以下「電気機械器具」という。)に封入されていた六ふつ化硫黄の量(キログラムで表した量をいう。)に、当該電気機械器具に封入されている一キログラム当たりの六ふつ化硫黄のうち一年間に排出されるキログラムで表した六ふつ化硫黄の量として○・〇〇一に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ロ 算定期間において電気機械器具の点検に伴い排出された六ふつ化硫黄の量（キログラムで表した量をいう。）

ハ 算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量（キログラムで表した量をいう。）から、当該封入されていた六ふつ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（キログラムで表した量をいう。）を控除して得られる量

ニ イからハまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する六ふつ化硫黄であつて、算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

2 政府並びに都道府県及び市町村は、その事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、前項各号の係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号の係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第八条第二項第六号又は第二十一条第一項の計画に係る温室効果ガスの総排出量を算定することができる。

（地球温暖化係数）

第四条 法第二条第五項の政令で定める地球温暖化係数は、次の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

- 一 二酸化炭素 一
- 二 メタン 二十一
- 三 一酸化二窒素 三百十
- 四 トリフルオロメタン 一万千七百
- 五 ジフルオロメタン 六百五十
- 六 フルオロメタン 百五十
- 七 一・一・一・二・二―ペンタフルオロエタン 二千八百
- 八 一・一・一・二・二―テトラフルオロエタン 千
- 九 一・一・一・二―テトラフルオロエタン 千三百
- 十 一・一・二―トリフルオロエタン 三百
- 十一 一・一・一―トリフルオロエタン 三千八百
- 十二 一・一―ジフルオロエタン 百四十

十三 一・一・一・二・三・三・三・三―ヘプタフルオロプロパン 二千九百
 十四 一・一・一・三・三・三―ヘキサフルオロプロパン 六千三百
 十五 一・一・二・二・三―ペンタフルオロプロパン 五百六十
 十六 一・一・一・二・三・四・四・五・五―デカフルオロペンタン 千三百
 十七 パーフルオロメタン 六千五百
 十八 パーフルオロエタン 九千二百
 十九 パーフルオロプロパン 七千
 二十 パーフルオロブタン 七千
 二十一 パーフルオロシクロブタン 八千七百
 二十二 パーフルオロペンタン 七千五百
 二十三 パーフルオロヘキササン 七千四百
 二十四 六ふつ化硫黄 二万三千九百

別表第一 (第三条関係)

一	一般炭	キログラム	二十六・六	〇・〇二四七
二	ガソリン	リットル	三十四・六	〇・〇一八三
三	ジェット燃料油	リットル	三十六・七	〇・〇一八三
四	灯油	リットル	三十六・七	〇・〇一八五
五	軽油	リットル	三十八・二	〇・〇一八七
六	A重油	リットル	三十九・一	〇・〇一八九
七	B重油	リットル	四十・四	〇・〇一九二
八	C重油	リットル	四十一・七	〇・〇一九五
九	液化石油ガス (LPG)	キログラム	五十・二	〇・〇一六三
一〇	液化天然ガス (LNG)	キログラム	五十四・五	〇・〇一三五
一一	都市ガス	立方メートル	四十一・一	〇・〇一三〇

別表第二（第三条関係）

一	木材	〇・〇一四四	〇・〇七一
二	木炭	〇・〇一五三	〇・〇七一

別表第三（第三条関係）

一	液化石油ガス（LPG）	キログラム	〇・〇五〇二	〇・〇五四	〇・〇〇〇六〇
二	都市ガス	立方メートル	〇・〇四一一	〇・〇五四	〇・〇〇〇六〇

別表第四（第三条関係）

一	灯油	リットル	〇・〇三六七	〇・〇〇九五	〇・〇〇〇五七
二	液化石油ガス（LPG）	キログラム	〇・〇五〇二	〇・〇〇四五	〇・〇〇〇九〇
三	都市ガス	立方メートル	〇・〇四一一	〇・〇〇四五	〇・〇〇〇九〇

別表第五（第三条関係）

一	一般炭	キログラム	〇・〇二六六	〇・〇〇〇五六
二	木材	キログラム	〇・〇一四四	〇・〇〇〇五六
三	木炭	キログラム	〇・〇一五三	〇・〇〇〇五六
四	B重油	リットル	〇・〇四〇四	〇・〇〇〇〇一四
五	C重油	リットル	〇・〇四一七	〇・〇〇〇〇一四

別表第六（第三条関係）

七	六	五	四	三	二	一
都市ガス	液化石油ガス (LPG)	C重油	B重油	A重油	軽油	灯油
立方メートル	キログラム	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル
○・○四一	○・○五〇二	○・○四一七	○・○四〇四	○・○三九一	○・○三八二	○・○三六七
○・○〇一六	○・○〇一六	○・○〇一六	○・○〇一六	○・○〇一六	○・○〇一六	○・○〇一六

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）

（温室効果ガス算定排出量の報告）

第二十一条の二 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、事業所（事業活動の態様を勘案して事業所によることが適当でないと認められる特定排出者として主務省令で定めるものにあつては、主務省令で定める区分。以下この項、次条第一項、第二十一条の四第二項第二号及び第二十一条の六第二項第二号において同じ。）ごとに、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項を当該事業所に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

2 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。

（権利利益の保護に係る請求）

第二十一条の三 特定排出者は、前条第一項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益（以下「権利利益」という。）が害されるおそれがあると思料するときは、当該温室効果ガス算定排出量に代えて、当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を事業所ごとに合計した量（当該量によることが困難であると認められる特別な事情がある場合においては、当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量。次条第二項第二号において同じ。）をもって次条第一項の規定による通知を行うよう事業所管大臣に請求を行うことができる。

2 特定排出者は、前項の請求を行うときは、前条第一項の規定による報告と併せて、主務省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。

3 事業所管大臣は、第一項の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨を通知するものとする。

4 事業所管大臣は、第一項の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。

5 前二項の決定は、第一項の請求があつた日から三十日以内にするものとする。

6 前項の規定にかかわらず、事業所管大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を三十日以内に限り延長することができる。

(報告事項の通知等)

第二十一条の四 事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告があつたときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一 前条第一項の請求がないときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を通知すること。

二 前条第一項の請求があつた場合において、同条第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項(当該事項のうち当該決定に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を事業所ごとに合計した量)を通知すること。

三 前条第一項の請求があつた場合において、同条第四項の決定をしたときは、同項の規定による特定排出者への通知の日から二週間を経過した日以後速やかに、当該報告に係る事項を通知すること。

3 事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告があつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量を集計するものとする。

4 事業所管大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。ただし、当該集計結果が通知されることにより、前条第三項の決定に係る特定排出者の権利利益が害されるおそれがあるときは、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて、これを主務省令で定めるところにより合計した量を通知するものとする。

(報告事項の記録等)

第二十一条の五 環境大臣及び経済産業大臣は、前条第一項の規定により通知された事項について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項(以下「ファイル記録事項」という。)のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、前条第四項の規定により通知された事項を集計するものとする。この場合において、環境大臣及び経済産業大臣は、当該集計の用に供するため、関係事業所管大臣に対し、第二十一条の第三項の決定に係る特定排出者の権利利益の保護に支障がないことを確認した上で、前条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量を通知するよう求めることができる。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。

(開示請求権)

第二十一条の六 何人も、前条第四項の規定による公表があつたときは、当該公表があつた日以後、主務大臣に対し、当該公表に係るファイル記録事項であつて当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。

2 前項の請求(以下「開示請求」という。)は、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 開示請求に係る事業所又は特定排出者の名称、所在地その他のこれらを特定するに足りる事項

(開示義務)

第二十一条の七 主務大臣は、開示請求があつたときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十一条の八 特定排出者は、主務省令で定めるところにより、第二十一条の二第一項の規定による報告に添えて、第二十一条の五第四項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。

5 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、第二項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。

6 前二条の規定は、前項の規定による公表があつた場合に準用する。

(技術的助言等)

第二十一条の九 主務大臣は、温室効果ガス算定排出量の算定の適正な実施の確保又は自主的な温室効果ガスの排出の抑制等の促進に資するため、特定排出者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係)

第二十一条の十 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十五条第一項(同法第十八条第一項において準用する場合を含む。)、第二十条第三項、第五十六条第一項(同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。)、又は第六十三条第一項の規定による報告があつたときは、第二十一条の二から前条まで、第三十条の三及び第三十一条の二の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、エネルギー(同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。)の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての第二十一条の二第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該事業所に係る事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)」とあり、第二十一条の三第一項、第三項、第四項及び第六項、第二十一条の四第一項、第三項及び第四項、第二十一条の五第四項、第二十一条の八第一項、第二項及び第五項、第三十条の三第一項及び第二項並びに第三十一条の二第一項中「事業所管大臣」とあり、第二十一条の五第二項及び第二十一条の八第四項中「当該事業所管大臣」とあり、並びに第二十一条の五第三項中「関係事業所管大臣」とあるのは、同法第十五条第一項(同法第十八条第一項において準用する場合を含む。)、同法第十八条第一項(同法第十八条第一項において準用する場合を含む。)、同法第二十条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第一項(同法第十八条第一項において準用する場合を含む。)」に規定する主務大臣」と、同法第二十条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化に関する法律第二十條第三項に規定する主務大臣」と、同法第五十六条第一項(同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。)、同法第六十三条第一項の規定による報告については「国土交通大臣」と、同法第六十三条第一項の規定による報告については「エネ

ルギーの使用の合理化に関する法律第六十三条第一項に規定する主務大臣」とするほか、第二十一条の二から前条まで、第三十条の三及び第三十一条の二の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(磁気ディスクによる報告等)

第三十条の三 事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告、第二十一条の三第一項の請求又は第二十一条の八第一項の規定による提供については、政令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）により行わせることができる。

2 事業所管大臣は、第二十一条の三第三項又は第四項の規定による通知については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行うことができる。

3 主務大臣は、第二十一条の六第一項（第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。）の請求又は第二十一条の七（第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。）の規定による開示については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

(経過措置)

第三十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(主務大臣等)

第三十一条の二 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。

3 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3（略）

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の四第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5・6（略）

（一般廃棄物処理施設の許可）

第八条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。））、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

○ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 五（略）

六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

七・八（略）

○ 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 浄化槽 便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を処理し、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道（以下「終末処理下水道」という。）以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

二 十二（略）

○ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）

（定義）

第二条 この法律において「エネルギー」とは、燃料並びに熱（燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱であつて政令で定めるものを除く。以下同じ。）及び電気（燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気であつて政令で定めるものを除く。以下同じ。）をいう。

2 （略）

（第一種エネルギー管理指定工場の指定）

第七条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量が政令で定める数値以上である工場をエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定するものとする。

2 工場を設置している者は、当該工場の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量が同項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、当該工場のエネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、同項の規定により指定された工場（以下「第一種エネルギー管理指定工場」という。）については、この限りでない。

3 第一種エネルギー管理指定工場を設置している者（以下「第一種特定事業者」という。）は、当該工場につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 事業を行わなくなつたとき。

二 第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について同項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

4・5 （略）

（定期の報告）

第十五条 第一種特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、第一種エネルギー管理指定工場におけるエネルギー

1の使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に
関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(第二種エネルギー管理指定工場の指定)

第十七条 経済産業大臣は、第一種エネルギー管理指定工場以外の工場であつて第七条第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が政令で定める数値以上であるものを第一種エネルギー管理指定工場に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定するものとする。

2 工場を設置している者は、当該工場の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量が同項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、当該工場のエネルギーの使用の状況に關し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、第一種エネルギー管理指定工場、第七条第二項の規定によりエネルギーの使用の状況に關し届け出なければならない工場及び前項の規定により指定された工場（以下「第二種エネルギー管理指定工場」という。）については、この限りでない。

3 第二種エネルギー管理指定工場を設置している者（以下「第二種特定事業者」という。）は、当該工場につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 事業を行わなくなつたとき。

二 第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について同項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

4・5 (略)

(準用規定)

第十八条 第十二条第二項、第十三条第一項から第三項まで及び第十五条の規定は第二種特定事業者に、第十二条第三項の規定は第二種エネルギー管理指定工場の従業員に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「エネルギー管理者」とあるのは、「エネルギー管理員」と読み替えるものとする。

2 (略)

(登録調査機関の調査を受けた場合の特例)

第二十条 第一種特定事業者又は第二種特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、経済産業大臣の登録を受けた者(以下「登録調査機関」という。)が行う調査(以下「確認調査」という。)を受けすることができる。ただし、第十六条第一項の規定による指示を受けた第一種特定事業者及び前条の規定による勧告を受けた第二種特定事業者は、当該指示又は勧告を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

2 登録調査機関は、確認調査をした第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化の状況が、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合していると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 登録調査機関は、前項の書面の交付をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

4・5 (略)

(特定貨物輸送事業者の指定)

第五十四条 国土交通大臣は、貨物輸送事業者であつて、政令で定める貨物の輸送の区分(以下「貨物輸送区分」という。)ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として、当該貨物輸送区分ごとに指定するものとする。

2 貨物輸送事業者は、貨物輸送区分ごとに前年度の末日における前項の政令で定める輸送能力が同項の政令で定める基準以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その輸送能力に関し、当該貨物輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された貨物輸送事業者(以下「特定貨物輸送事業者」という。)の当該指定に係る貨物輸送区分については、この限りでない。

3・4 (略)

(定期の報告)

第五十六条 特定貨物輸送事業者は、第五十四条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況（貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(特定荷主の指定)

第六十一条 経済産業大臣は、荷主であつて、政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が政令で定める量以上であるものを、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 荷主は、前年度における前項の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量が同項の政令で定める量以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その輸送量に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された荷主（以下「特定荷主」という。）については、この限りでない。

3～5 (略)

(定期の報告)

第六十三条 特定荷主は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況（当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(特定旅客輸送事業者の指定)

第六十八条 国土交通大臣は、旅客輸送事業者であつて、政令で定める旅客の輸送の区分（以下「旅客輸送区分」という。）ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であることを、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として、当該旅客輸送区分ごとに指定するものとする。

2 旅客輸送事業者は、旅客輸送区分ごとに前年度の末日における前項の政令で定める輸送能力が同項の政令で定める基準以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その輸送能力に関し、当該旅客輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された旅客輸送事業者（以下「特定旅客輸送事業者」という。）の当該指定に係る旅客輸送区分については、この限りでない。

3・4 （略）

（準用規定）

第六十九条 第五十五条から第五十七条までの規定は、特定旅客輸送事業者に準用する。この場合において、第五十五条中「前条第一項」とあるのは「第六十八条第一項」と、「第五十二条第一項」とあるのは「第六十六条第一項」と、「貨物の輸送」とあるのは「旅客の輸送」と、「貨物輸送区分」とあるのは「旅客輸送区分」と、「第五十六条第一項中「第五十四条第一項」とあるのは「旅客輸送区分」と、同条第二項中「貨物の輸送」とあるのは「旅客の輸送」と、第五十七条第一項中「第五十四条第一項」とあるのは「第六十六条第一項」と、「貨物輸送区分」とあるのは「旅客輸送区分」と、「貨物の輸送」とあるのは「旅客の輸送」と、「第五十二条第一項」とあるのは「第六十六条第一項」と読み替えるものとする。

（航空輸送事業者に対する特例）

第七十一条 国土交通大臣は、航空輸送事業者（本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送を、業として、航空機を使用して行う者をいう。以下同じ。）であつて、政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 第五十四条及び第六十八条の規定は、航空輸送事業者には適用しない。

3 航空輸送事業者は、前年度の末日における第一項の政令で定める輸送能力が同項の政令で定める基準以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その輸送能力に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された航空輸送事業者（以下「特定航空輸送事業者」という。）については、この限りでない。

6 第五十五条から第五十七条までの規定は、特定航空輸送事業者に準用する。この場合において、第五十五条中「前条第一項」とあるのは「第七十一条第一項」と、「第五十二条第一項」とあるのは「第五十二条第一項及び第六十六条第一項」と、「貨物の輸送」とあるのは「貨物又は旅客の輸送」と、「当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、その達成」とあるのは「その達成」と、「第五十六条第一項中「第五十四条第一項」とあるのは「第七十一条第一項」と、「貨物の輸送」とあるのは「貨物又は旅客の輸送」と、「当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、国土交通省令」とあるのは「国土交通省令」と、同条第二項中「貨物の輸送」とあるのは「貨物又は旅客の輸送」と、「第五十七条第一項中「第五十四条第一項の規定による指定に係る貨物輸送区分について、貨物の輸送」とあるのは「貨物又は旅客の輸送」と、「第五十二条第一項」とあるのは「第五十二条第一項及び第六十六条第一項」と、「当該貨物輸送区分に係る貨物の輸送」とあるのは「貨物又は旅客の輸送」と読み替えるものとする。